

第 153 期

定 時 株 主 総 会

招集ご通知



開催日時

平成29年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始午前9時)



開催場所

東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

目 次

株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役10名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	取締役賞与支給の件
第6号議案	当社株式の大量取得行為に 関する対応策更新の件
事業報告	33
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	56

株式会社 明 電 舎

証券コード: 6508

株主のみなさまへ

「つながり力」「機動力」、 そして社会インフラを支える「使命感」 —社会から信頼される企業を目指して

1897年(明治30年)の創業以来120年、私たちはものづくりメーカーとして、様々な技術や製品・サービスを創出し、社会に貢献するために日々研鑽を重ねてきました。その根底には、お客様や社会の期待に応え続けたいという私たちのチャレンジ精神、そして私たちの「ものづくりの心」があります。

お客様との広範なネットワークや当社グループ内の部門を越えた連繋などの「つながり力」、お客様の要望や課題解決にスピーディー、かつ、柔軟に応える「機動力」、社会インフラを支える「使命感」を持って、お客様、そして社会から信頼される企業を目指しております。

当社グループは、今年度、中期経営計画「V120」の最終年度に入りました。計画達成に向け、グループ一丸となり「国内事業の収益基盤強化」と「海外事業の成長拡大」を実現し、更なる企業価値の拡大を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月

取締役社長 浜崎 祐司



企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。

そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株主総会招集ご通知

(証券コード 6508)

平成29年6月2日

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社 明電舎

取締役社長 浜崎 祐司

株主各位

第153期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第153期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記のご案内に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第153期（自平成28年4月1日
至平成29年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第153期（自平成28年4月1日
至平成29年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第2号議案 取締役10名選任の件 第5号議案 取締役賞与支給の件
第3号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

4. 議決権行使についてのご案内



(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分まで**に到着するようご返送ください。



(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、**3頁～4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分まで**に行ってください。

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (http://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載していません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (http://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/) に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使期限

平成29年6月27日（火曜日）
午後5時15分まで



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使

<http://www.web54.net>

アクセス手順

議決権行使ウェブサイトへアクセス

ウェブ行使
<http://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック



インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

- ① インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使ウェブサイトURL】 <http://www.web54.net>
- ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行ってくださいようお願い申し上げます。
- ④ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使コードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を **A** に入力し、「**ログイン**」をクリック

パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を **B** に入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

- ⑥ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしましたうえで、第153期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金4円 総額 907,525,280円

なお、中間配当金(1株につき金4円)を含め、第153期の配当金の総額は、1株につき金8円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任を願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

再任

いなむら
稲村

じゅんぞう
純三

生年月日 昭和23年4月2日(満69歳)
所有する当社株式の数 83,000株
取締役会出席状況 100%(14回/14回)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46.4 当社 入社
平成15.6 執行役員
◇ 16.6 産業システム事業本部
動力計測システム事業部長
◇ 18.4 常務執行役員
◇ 19.4 専務執行役員 産業システム事業本部長
◇ 19.6 取締役
◇ 20.6 取締役社長
◇ 25.6 取締役会長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

主に産業システム事業における技術者としての経験を基礎とし、平成20年から取締役社長として、また、平成25年から取締役会長として、当社グループの経営全般を統括しており、幅広い経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い視野を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任

はまさき ゆうじ
浜崎 祐司生年月日 昭和27年2月4日（満65歳）
所有する当社株式の数 49,000株
取締役会出席状況 100%（14回/14回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 平成16.6 住友電気工業株式会社
執行役員 情報通信事業本部副本部長
- ◇ 17.6 同社 常務執行役員
ブロードバンド・ソリューション事業本部長
研究開発本部副本部長
- ◇ 18.6 同社 常務取締役
ブロードバンド・ソリューション事業本部長
- ◇ 20.6 同社 常務取締役
情報通信研究開発本部長
- ◇ 22.4 当社 専務執行役員
- ◇ 22.6 当社 取締役
- ◇ 23.4 当社 取締役副社長
- ◇ 25.6 当社 取締役社長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

当社の研究開発担当役員としての経験をもとに経営に携わり、平成25年から取締役社長として当社グループの経営全般を統括しており、経営に関する豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づき、中期経営計画「V120」の統括者として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



再任

まさき こうぞう
正木 浩三生年月日 昭和28年12月2日（満63歳）
所有する当社株式の数 49,000株
取締役会出席状況 100%（14回/14回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 平成17.6 株式会社三井住友銀行 執行役員
上海支店長
- ◇ 18.12 同行 執行役員 中国本部長 兼
上海支店長
- ◇ 19.4 同行 常務執行役員 中国本部長 兼
上海支店長
- ◇ 21.4 同行 常務執行役員
三井住友銀行（中国）有限公司会長
- ◇ 22.4 当社 専務執行役員
- ◇ 22.6 当社 取締役
- ◇ 23.4 当社 取締役副社長 現在に至る
- <担当> 財務、IR

■ 取締役候補者とした理由

主に経理・財務、IRの担当役員として経営に携わっており、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づき、財務体質強化の推進役として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4



再任

み い だ たけし
三井田 健

生年月日 昭和30年8月16日（満61歳）
所有する当社株式の数 25,000株
取締役会出席状況 100%（14回/14回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53.4 当社 入社
平成20.4 執行役員 経営企画グループ長 兼
経営企画部長
◇ 23.4 常務執行役員 経営企画グループ長 兼
経営企画部長
◇ 24.4 専務執行役員 経営企画グループ長
◇ 24.6 取締役
◇ 27.4 取締役副社長 現在に至る
<担当> 経営企画、営業全般、渉外

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門、営業の統括部門、経営企画部門に携わり、当社グループ全体の経営計画立案とその実行について豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づき、当社全体を見渡す観点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5



再任

す ぎ い まもる
杉 守

生年月日 昭和28年11月5日（満63歳）
所有する当社株式の数 23,000株
取締役会出席状況 100%（14回/14回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49.4 当社 入社
平成18.1 株式会社日本A Eパワーシステムズ
執行役員 スイッチギヤ事業部長
◇ 24.4 当社 常務執行役員 変電・配電製品主管
◇ 25.4 当社 専務執行役員 変電・配電製品主管
明電アジア社長 兼 明電シンガポール社長
◇ 25.6 当社 取締役 現在に至る
◇ 27.4 当社 専務執行役員 明電アジア会長 兼
明電シンガポール会長 現在に至る
<担当> コンプライアンス、海外事業、変電事業

■ 取締役候補者とした理由

当社コア製品である変電・配電製品の技術者として、また、当社グループの海外事業の全体統括者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づくグローバルな視点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6



再任

まちむら
町村 ただよし
忠芳

生年月日 昭和30年4月1日（満62歳）
所有する当社株式の数 39,000株
取締役会出席状況 100%（14回/14回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52.4 当社 入社
平成24.4 執行役員 電力変換製品主管
◇ 26.4 常務執行役員 電力変換製品主管 兼
発電製品主管
◇ 27.4 専務執行役員 現在に至る
◇ 27.6 取締役 現在に至る
<担当> 生産全般、危機管理、ICT事業、
発電事業、事業開発

■ 取締役候補者とした理由

主に電鉄システム事業や社会システム事業の事業運営、また、製品開発やリスクマネジメント等の全社的な経営課題の観点からも経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく多角的な視点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7



再任

くらもと
倉元 まさみち
政道

生年月日 昭和30年9月11日（満61歳）
所有する当社株式の数 25,000株
取締役会出席状況 100%（14回/14回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55.4 当社 入社
平成24.4 研究開発本部シニアフェロー
◇ 25.4 執行役員 研究開発本部長
◇ 26.4 常務執行役員 研究開発本部長
◇ 27.4 専務執行役員 現在に至る
研究開発本部長
◇ 27.6 取締役 現在に至る
<担当> 技術全般、CSR、モータドライブ事業、
電子機器事業

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたる研究開発部門の技術者としての経歴を持ち、また、モータ・インバータ事業や電子機器事業における統括者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく当社の基盤となる技術に関する知見をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8



再任

もりかわ
森川 てつや
哲也

生年月日 昭和29年1月18日（満63歳）
所有する当社株式の数 23,000株
取締役会出席状況 100%（11回/11回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52.4 当社 入社
平成22.4 執行役員 中部支社長
◇ 24.4 執行役員 社会システム事業部長
◇ 26.4 常務執行役員
◇ 28.4 専務執行役員 現在に至る
◇ 28.6 取締役 現在に至る
＜担当＞ 営業全般

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門に携わり、国内外の社会インフラに関する事業における幅広い視野・視点、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく視野・視点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9



再任

社外

たけなか
竹中 ひろゆき
裕之

生年月日 昭和22年4月30日（満70歳）
所有する当社株式の数 なし
取締役会出席状況 92.9%（13回/14回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成13.6 住友電気工業株式会社 取締役
◇ 15.6 同社 執行役員
◇ 16.6 同社 常務取締役
◇ 19.6 同社 専務取締役 兼
電線・機材・エネルギー事業本部長 兼
生産技術本部副本部長
◇ 20.6 同社 専務取締役 兼
電線・機材・エネルギー事業本部長
◇ 22.5 同社 専務取締役
◇ 22.6 同社 副社長
◇ 25.6 当社 取締役 現在に至る
＜重要な兼職の状況＞
株式会社ジェイ・パワーシステムズ 取締役会長（社外
取締役）
住電日立ケーブル株式会社 取締役会長（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

10



再任

社外

やすい
安井 じゅんじ
潤司

生年月日 昭和26年1月3日（満66歳）
所有する当社株式の数 なし
取締役会出席状況 100%（11回/11回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 平成16.4 日本電気株式会社 執行役員 兼
第三ソリューション営業事業本部長
- ◇ 17.4 同社 執行役員 兼
第四ソリューション事業本部長
- ◇ 20.4 同社 執行役員常務
- ◇ 20.6 同社 取締役 執行役員常務
- ◇ 22.4 同社 取締役 執行役員専務
- ◇ 23.7 同社 取締役 執行役員専務 兼
チーフサプライチェーンオフィサー
- ◇ 24.4 同社 代表取締役 執行役員副社長 兼
チーフサプライチェーンオフィサー
- ◇ 28.4 同社 代表取締役 執行役員副社長
- ◇ 28.6 当社 取締役 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- （注）1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はございません。
2. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって竹中裕之氏が4年、安井潤司氏が1年となります。
4. 竹中裕之氏が平成13年6月から平成28年6月まで取締役を務めた住友電気工業株式会社は、同氏が在任中の平成22年5月21日に、電気通信事業者向けの光ファイバケーブル及び同関連製品の販売に関し、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。また、平成24年1月19日に、自動車用ワイヤーハーネス関連製品の取引に関して、同委員会から課徴金納付命令を受けております。同取引に関し、平成25年7月10日に、欧州委員会より欧州競争法に違反する行為があったとする決定を受け、平成26年8月19日に、中国・国家発展改革委員会から中国独占禁止法に違反する行為があったとして行政処罰決定書を受領しております。また、平成25年12月20日に、東京電力株式会社向け架空送電線工事の受注に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。平成26年4月2日に、欧州市場における高圧・特別高圧電力ケーブルの取引に関し、欧州委員会から欧州競争法に違反する行為があったとする決定を受けております。
5. 安井潤司氏が平成20年6月から平成28年6月まで取締役を務めた日本電気株式会社は、同氏が在任中の平成26年11月18日に消防救急デジタル無線機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、調査に協力していましたが、平成29年2月2日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。また、平成27年5月19日に東京電力株式会社との電力保安通信機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、同委員会による調査に協力していましたが、調査は平成28年7月に終了し、排除措置命令・課徴金納付命令の対象とはされませんでした。また、平成28年2月16日に中部電力株式会社とのハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会による立入検査を受け、平成29年2月15日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。
6. 当社は、竹中裕之及び安井潤司の両氏と、損害賠償責任の限度額が700万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が原案どおり選任された場合は、同契約を継続する予定であります。
7. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田中哲司氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任を願いたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



新 任
いとう たけとら
伊東 竹虎

生年月日 昭和33年12月26日（満58歳）
所有する当社株式の数 8,000株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和56.4 当社 入社
平成23.9 エネルギーシステム事業部
回転機システム工場長
平成26.4 発電製品企画部長
平成27.10 発電事業部 専任部長
平成29.4 監査役室 支配人 現在に至る

■ 監査役候補者とした理由

長年にわたり製造部門に携わり、製品・生産、工場運営等に係る豊富な経験と知見を有しております。
これらの経験・知見を当社の監査や取締役会に反映することにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
2. 伊東竹虎氏の任期は、定款第31条の規定により、田中哲司氏の任期の満了する時までとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任を願いたいと存じます。
補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



再任

あいば もとひこ
饗場 元彦

生年月日 昭和18年2月11日（満74歳）
所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 昭和46.4 弁護士登録（第一東京弁護士会）
◇ 50.4 西村小松友常法律事務所 パートナー
◇ 53.9 カリフォルニア州 Graham & James 法律事務所
（ロスアンジェルス・サンフランシスコ両事務所勤務）
◇ 54.1 西村眞田法律事務所
（現：西村あさひ法律事務所）創設パートナー
平成8.2 饗場総合法律事務所創設代表パートナー
現在に至る
◇ 15.10 株式会社博報堂D Yホールディングス
社外監査役
◇ 15.12 株式会社博報堂D Yメディアパートナーズ
社外監査役

■ 補欠監査役候補者とした理由

弁護士として法務に精通しており、高い見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくべく、選任をお願いするものであります。

- （注）1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
2. 饗場元彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額といたします。
4. 同氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績、従来支給した取締役賞与の額等を総合的に勘案し、当期末時の社外取締役を除く取締役8名を支給対象として、総額5,421万円を支給させていただきたいと存じます。
なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決議にご一任させていただきたいと存じます。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

当社が平成26年5月12日開催の当社取締役会において更新を決議し、同年6月27日開催の当社第150期事業年度に係る当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「旧プラン」といいます。）は、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、当社定款第41条に基づき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

（1）基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（2）当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

（a）当社の企業価値の源泉について

当社グループは、中核会社である明電舎が1897年（明治30年）に創業して以来、120年の長きに亘り、国内外の社会インフラや自動車など基幹産業向けの電気設備を開発・製造する重電メーカーとして、浄水

場・下水処理場向け電気設備、自動車メーカ向け試験システム事業、保守サービス事業などに業容を拡大してまいりました。

当社グループは、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、企業活動を展開してまいりました。

当社グループの企業使命である「より豊かな未来の実現に貢献する」に向けて、時代を経て変わり行くお客様ニーズに対応し、高品質な製品・システム・サービスを提供することが、当社グループの提供価値であります。

当社グループの提供価値は、次の5つの源泉から生み出されており、これらを相互に連携させることにより、安定的な事業活動を展開しております。

- ①創業以来培ってきた豊富な技術蓄積による技術開発力とものづくり力
- ②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制
- ③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力
- ④充実した保守サービス体制
- ⑤お客様や取引先、及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係

- ①当社グループは、国内外の社会インフラや重要な産業分野に対して、高品質な製品・システム・サービスを提供できる技術開発力を築き上げております。当社グループは、創業以来培ってきた多種多様な事業分野における技術の蓄積によって、発電電技術、系統安定化制御技術、電力変換やモータ・インバータ等のパワーエレクトロニクス技術などの技術開発力を有しており、今後もその強化に向けて、持続的な研究開発や人財育成に取り組んでおります。
- ②当社グループの製品は、電力会社向け、浄水場・下水処理場向け、鉄道会社など公共交通向け、放送会社向けなど、公共性の高い国内外の社会インフラや自動車などの基幹産業に係るため、当社の製品・システム・サービスの品質に問題があれば、お客様の事業はもとより社会全体にまで大きな影響を及ぼすおそれがあります。当社グループは、品質・安全を常に最重視し、お客様の安心を実現するための高品質かつ豊富な製品・システム・サービスのラインアップと継続的な品質保証を提供しております。
- ③当社グループは、お客様の様々なニーズ・仕様に応じた最適な製品・システム・サービスを提案・提供する個別受注生産が中心の事業形態をとっております。また、PHEV・EV用モータ・インバータをはじめとする量産品についても、お客様のニーズ・仕様に基づいた高い性能・品質を有する製品を安定的にお納めしております。このように、時代を経て変わり行くお客様のニーズ・仕様に対応した最適な製品・システム・サービスを提案・提供するシステムエンジニアリング力を有しております。
- ④当社グループは、お客様の製品・システムの安定稼働を支えるため、中長期に亘る充実した保守サービスをお客様に提供しております。保守サービスに加えて、お客様設備の維持管理・運転管理サービスまでを含むワンストップサービスを展開できる、充実した国内外サービス体制を有しております。
- ⑤当社グループが製品・システム・サービスを安定的に提供し続けるためには、株主のみならずはもと

より、お客様や取引先、従業員との信頼関係の維持、強化を図ることが必要不可欠です。当社グループは、社会インフラを支える強い使命感のもと、コンプライアンス、安全・品質の重要性をグループ従業員に繰り返し徹底し、社内外との「つながり力」やお客様ニーズに迅速に応える「機動力」を活かして、継続的な取引関係及び安定的かつ強固な信頼関係の維持向上に日々取り組んでおります。

(b) 企業価値向上のための取組み

当社グループは、中期経営計画「V120」(平成27～29年度)の実行により、新たな成長への勢いを加速し、更なる企業価値の拡大を目指すことを基本方針としております。

<V120基本方針>

i 国内事業の収益基盤強化

ICT・IoTの活用による製品競争力やシステム技術の強化、並びに機器製造からお客様施設・設備の保守・点検、維持管理や運転管理までを一括して請け負うワンストップサービスの強化により、お客様への提供価値の拡大に取り組んでおります。

ii 海外事業の成長拡大

「国の成長」の歩みに合わせて成長する事業展開に取り組んでおります。当社グループが多くの実績を有する東南アジア、中東地区における製造業向けや電鉄向けの拡大、海外電力への参入に注力しております。現地の営業・技術要員、品質保証や保守サービス体制の強化に取り組むとともに、機動的な成長投資を実行しております。

iii 製品競争力の強化

変電・配電製品、発電製品、モータ・インバータをはじめとする重電製品の品質・独自性・価格などの製品競争力強化に注力しております。更に、システムと製品の連繫強化による相乗効果を発揮することで、国内・海外の社会インフラにおける課題・ニーズに応え、持続的な成長・発展を実現してまいります。

<V120重点施策>

i 新たなパートナーシップの構築

国内・海外の異業種他社などとの「新たなパートナーシップ」を積極的に構築することで、効率的かつスピーディな技術力の強化による、競争力のある製品の創出、更に、販路・商流の獲得による市場開拓・シェアアップを図っております。

ii 事業の「方向付け」によるリソースシフト

各事業・関係会社の在り方や機能分担を検討し、事業の「方向付け」を行い、人財などのリソースの最適な配分、及び成長領域へのシフトを強化しております。

iii 財務目標の設定と展開

経営環境の変動に対処し、持続的な成長を実現できる財務体質を構築します。収益性改善による自己資本の充実、資産効率化によるキャッシュ創出力の向上、資金調達の多様化による財務安定性の確保に向けて、財務目標の達成に取り組んでおります。

iv コーポレートガバナンスの強化

「コーポレートガバナンス・コード」に則り、コーポレートガバナンス強化の取組みを推進するこ

とで、経営の効率性や公正性の更なる向上に努めます。当社は執行役員制を導入し、取締役会における意思決定機能・監督機能と執行役員への権限を委譲した業務執行機能を分離させるとともに、取締役会を構成する取締役10名のうち2名を独立性のある社外取締役とすることで、取締役会においては監督機能の高い審議・決議を行っております。また、取締役会の機能を強化するため、適宜、外部専門家による研修会を実施するとともに、取締役会における審議の活性化のため、社外取締役・社外監査役の意見を踏まえ、適宜運営の分析・評価を行ったうえで、取締役会運営の改善・新規取組み等を行っております。

また、ＩＲ活動（インベスター・リレーションズ）やＳＲ活動（シェアホルダー・リレーションズ）につきましては、ＩＲを担当する代表取締役を置き、株主のみなさまとの建設的な対話を継続して実施することにより、更に充実した内容で株主及び投資家のみなさまにご理解をいただけるよう説明責任を果たしてまいります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

（３）本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記（１）に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めたとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

２．提案の内容

（１）本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権（下記（２）「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ

とします。)の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断につきましては、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

更に、こうした手続の過程につきましては、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記（c）に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式

（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等につきましては、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等につきましては、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）
- ②買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価額及びその算定根拠の詳細
- ④買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑦買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、お客様その他の当社グループに係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑨当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

（d）買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から原則として90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

（e）独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の 절차를踏まえ、買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け、又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（i）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ii）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。ただし、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I)独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主のみなさまの意思を確認することとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性につきましては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ①株券等を買収し、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類・時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、お客様、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員若しくはお客様等との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (a) 本新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
- 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
- 本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」につきましては、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者（注12）、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者（注13）、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。更に、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の

到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容につきましては、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主及び投資家のみなさまへの影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家のみなさまに与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主のみなさまに対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手續」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の割当対象株主のみなさまの口座への振替に必要な情報等の必要事項、並びに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主のみなさまが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主のみなさまは、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締

役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引換えに、原則として当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、当社株式の割当対象株主のみなさまの口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの合理性

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

(3) 株主意思の重視

本更新は、本定時株主総会において株主のみなさまのご承認が得られることを条件として行われます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主のみなさまの意思を確認することとしています。

更に、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランは廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっています。

(4) 独立性を有する社外者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動等に際しては、独立性を有する弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2. (2)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(注1)「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価

値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注15) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i) 当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii) 20%のいずれかが低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細につきましては、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

別紙 1

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 買付者等の買付等に関する株主意思の確認
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑦ 買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
 - ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会委員略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

野本 昌城（のもと まさき）

【略 歴】

昭和26年10月生

昭和59年 4 月 東京地方検察庁 検事

平成14年 4 月 法務省大臣官房 租税訟務課長

平成16年 4 月 東京地方検察庁刑事部 副部長

平成17年 4 月 仙台地方検察庁 公判部長

平成18年 4 月 東京地方検察庁公安部 副部長

平成19年 4 月 公安調査庁 総務課長

平成22年 4 月 東京高等検察庁公安部 高検検事

平成22年 9 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

黒田 克司（くろだ かつし）

【略 歴】

昭和22年12月生

昭和47年 3 月 公認会計士登録

平成 3 年 5 月 監査法人日本橋事務所 代表社員

平成 5 年 5 月 同事務所 理事長

平成 7 年 7 月 日本公認会計士協会 理事

平成18年 4 月 三鷹市代表監査委員 現在に至る

平成19年 7 月 日本公認会計士協会 副会長

平成23年 7 月 生命保険契約者保護機構 監事 現在に至る

平成25年 6 月 株式会社東京証券取引所 監査役 現在に至る

平成28年 4 月 監査法人日本橋事務所 名誉理事長 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

深尾 正（ふかお ただし）

【略 歴】

昭和15年 5 月生

昭和61年 6 月 東京工業大学 理工学部 教授

平成 6 年 1 月 I E E E（米国電気電子学会）フェロー

平成13年 4 月 東京工業大学 名誉教授 現在に至る

武蔵工業大学（現：東京都市大学）工学部 教授

平成15年 5 月 一般社団法人電気学会 会長

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

中村 清次（なかむら せいじ）

【略 歴】

昭和17年 4 月生

昭和40年 4 月 株式会社商船三井 入社

平成 8 年 6 月 同社 常務取締役

平成10年 6 月 同社 代表取締役専務取締役

平成12年 6 月 同社 代表取締役副社長

平成14年 6 月 日本貨物航空株式会社 社外取締役

平成15年 7 月 商船三井フェリー株式会社 代表取締役社長

平成19年 4 月 日本銀行政策委員会 審議委員

平成24年 5 月 大新金融集団有限公司（香港）非常勤取締役 現在に至る

平成25年 6 月 栗田工業株式会社 社外取締役 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

以 上

中期経営計画 V120

当社グループは、中期経営計画「V120」(平成27～29年度)に取り組んでおります。

重電コア製品の「製品競争力の強化」に注力することで、「国内事業の収益基盤強化」「海外事業の成長拡大」を実現し、更なる企業価値の拡大を目指しております。

2年目となる平成28年度も、計画を着実に実行し、順調に成果を挙げております。

創業120周年である平成29年度は「V120」の最終年度でもあります。「V120」の戦略施策を着実に実行し、計画完遂を図ってまいります。

基本 思想

「回復フェーズを超えて、成長の勢いを付ける」



国内事業の 収益基盤強化

「ビジネスモデルの 変革」

公共インフラ分野では、官民連携事業への参画やICT・IoTの活用により、お客様への提供価値拡大を図っております。

民間分野では、特長製品の創出、既存の重電コア製品の小型化、高効率化を図っております。それに加え、ワンストップサービスといったグループ体での取組みにも注力しております。



海外事業の 成長拡大

「国の成長」の歩みに 合わせた事業展開

東南アジア、中東、インドにおける民間製造業や電鉄のプロジェクト参画、電力会社への参入に注力いたします。現地企業とのパートナーシップ構築や人材の戦略的な確保・育成、リスク管理体制の強化を進めております。



製品競争力の強化（発電、変電、電力変換、電動力応用）

「強い製品の創出」

重電コア製品の製品競争力強化に注力しており、4極突極タービン発電機や168kV／204kV-ガス絶縁開閉装置（V-GIS）等の新製品開発の成果も出ております。また、ICT・IoTを活用した生産システム構築等の生産面の強化も推進しております。

更には、システムと製品の連繫強化による相乗効果により、国内・海外の社会インフラ分野における課題・ニーズに応え、持続的な成長発展を実現してまいります。



事業報告 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業業績や設備投資が底堅さを示し、緩やかな景気回復基調を持続しておりますが、新興国経済の減速等から来る景気下押しリスクを抱えております。一方、世界経済は、米国及び一部新興国では堅調な景気回復基調にあるものの、不穏な中東情勢や英国のEU離脱問題等により、先行きが不透明な状況にあります。

このような情勢のもとで、当社グループは中期経営計画「V120」の施策を着実に進め、「国内事業の収益基盤の強化」と「海外事業の成長拡大」を両立することで、更なる企業価値の拡大を目指してまいりました。

その結果、当社グループの連結業績は、売上高が前期比7.3%減の2,201億4千1百万円となりました。

損益につきましては、営業利益は前期比15.9%減の88億4千9百万円、経常利益は前期比22.5%減の82億9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比17.5%減の57億4千3百万円となりました。

①営業活動の状況

各事業分野における営業活動の状況は次のとおりであります。なお、売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

当期の連結業績

区 分	平成28年度（当期）	
売 上 高	220,141百万円	（前期比 7.3%減）
営 業 利 益	8,849	（ 15.9%減）
経 常 利 益	8,209	（ 22.5%減）
親会社株主に帰属する当期純利益	5,743	（ 17.5%減）
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	25.31円	（ 17.5%減）
総 資 産	247,646百万円	（ 2.9%減）

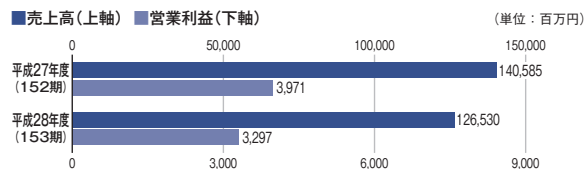
■社会インフラ事業分野 売上高構成比 53.2%

売上高は前期比10.0%減の1,265億3千万円、営業利益は17.0%減の32億9千7百万円となりました。

電力・社会システム事業関連は、国内電力会社の設備更新、及び中小水力発電設備等の需要の増加はありましたが、日系企業の海外生産拠点向け変電・配電設備や、太陽光発電製品の減少等により、前期比で減収となりました。

電鉄システム事業関連は、マレーシア、タイ、シンガポールなど東南アジア諸国向け電鉄プロジェクトの売上が堅調に推移し、前期比で増収となりました。

水・環境事業関連は、人口減少や地方の財政難等による浄水場・下水処理場新設の減少、他社との競争激化等により、前期比で減収となりました。

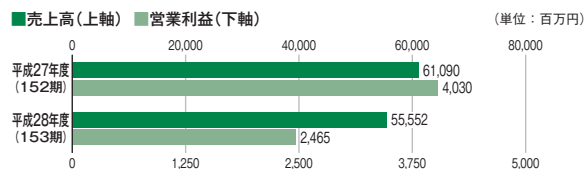


■産業システム事業分野 売上高構成比 23.4%

売上高は前期比9.1%減の555億5千2百万円、営業利益は38.8%減の24億6千5百万円となりました。モータ・インバータ事業関連は、エレベータ用等の一般産業用は前期と同水準でしたが、PHEV・EVに搭載されているモータ・インバータの減少により、前期比で減収となりました。

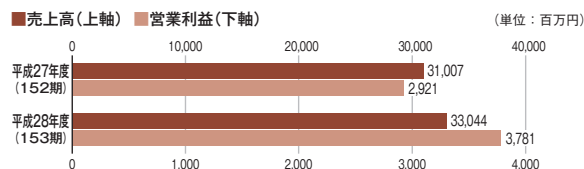
電子機器事業関連は、半導体製造設備の旺盛な設備投資を背景に、真空コンデンサ、パルス電源等を中心に堅調に推移し、増収となりました。

動力計測事業関連は、円高基調による自動車メーカーの投資抑制や、海外における競合メーカーとの競争激化等により、前期比で減益となりました。



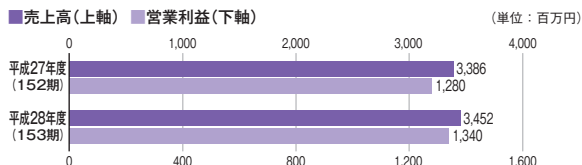
■保守・サービス事業分野 売上高構成比 13.9%

メンテナンス需要の増加や、機器製造から保守・点検、維持管理や運転管理までを行う施設全体のワンストップサービス、及び民間工場・施設のウォークスルーによる診断・提案等の実施により、売上高は前期比6.6%増の330億4千4百万円、営業利益は29.5%増の37億8千1百万円となりました。



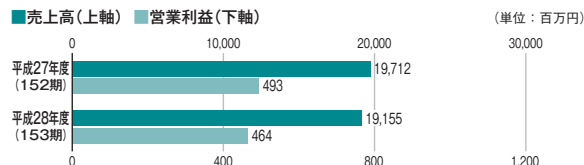
■不動産事業分野 売上高構成比 1.4%

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心とする保有不動産の賃貸事業を行っており、売上高は前期同水準の34億5千2百万円、営業利益は13億4千万円となりました。



■その他の事業分野 売上高構成比 8.1%

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、物品販売等、報告セグメントに含まれない事業につきましては、売上高は前期比2.8%減の191億5千5百万円、営業利益は5.9%減の4億6千4百万円となりました。



②研究開発の状況

中期経営計画「V120」を完遂し、社会インフラの未来を支えて持続的に成長する重電メーカーとなるべく、製品競争力と、それらを支える基盤技術力の強化に取り組んでおります。

基盤技術開発につきましては、構造・熱流体・電磁界などの解析技術や、絶縁材料・金属材料など材料技術の高度化に取り組みました。

製品開発につきましては、基盤技術を応用した発電、変電、モータなど重電関連機器と、その応用システムを中心に様々な特長製品を開発いたしました。

発電機では、小型・高効率で当社最大容量となる50MVAの新型4極タービン発電機を開発いたしました。大型変圧器では、小型・軽量化による輸送コストの大幅削減を図りました。スイッチギヤでは、真空インタラプタの小型化や、真空遮断器を搭載した機器としては世界最高電圧となる204kVの開閉装置を開発いたしました。

EV用モータ・インバータでは、両者を一体型とすることで、更なる小型・軽量化、高効率、高信頼性を実現した駆動ユニットを開発いたしました。自動車関連試験システムでは、世界標準として制定された自動車試験法標準規格（WLTP）に準拠するシャシダイナモメータシステムを開発いたしました。

高周波溶接機用電源装置では、SiCパワーデバイスの適用により、大容量、高効率を実現した製品を開発いたしました。真空コンデンサでは、大型液晶パネル製造装置用として、従来の電流容量を大幅に上回る大電流製品の開発など、ラインアップの拡充を図ってまいりました。

ICT関連製品では、大型モータ・発電機の異常予兆を検出するデータ解析手法を確立いたしました。これにより、故障の未然防止に加えて、最適な設備更新時期の提案が可能となりました。また、下水道のマンホールに取り付けたセンサから情報を収集し、都市浸水対策に活用できる「都市型水害監視サービス」を開始いたしました。画像処理技術の応用製品では、鉄道向けの架線検測装置（カテナリーアイ）の技術を発展させ、エレベータ用ロープの自動測定により、点検作業の効率化を図る「ロープテスター」を開発いたしました。中小水力発電用の制御保護システムでは、産業用LANを適用した小型・軽量化、省配線化により、設備更新時における発電停止時間を大幅に短縮いたしました。

これらにより研究開発費用の総額は、94億6千2百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

社会インフラを支える使命感のもと、製品競争力の強化を目的として生産設備投資を重点的に実施いたしました。特に、生産工程の効率化を図るべく、個別設計品と量産品に分けて投資を行いました。個別設計品では、設計・加工・製造・試験工程の合理化を目指し、CADの再構築、開閉装置の加工設備導入や、短絡試験用発電機の更新を行いました。量産品では、製造の合理化を目指し、フォークリフト用モータ生産設備、真空コンデンサ生産設備を増強いたしました。これらにより、投資総額は、73億5千5百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、一部、長期の借入れも実施しております。このほか、資産圧縮等、資金効率の向上に努めました結果、借入金及びコマーシャル・ペーパーの残高は、前期比24億7千9百万円減の453億6千6百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

■当社グループを取り巻く環境と課題の認識

国内市場につきましては、公共分野では、人口減少や国・地方の財政難などによる新規需要が減少する一方で、更新、延命化、省エネルギー化の動きが高まるなど、市場の要求が変化しております。民間分野では、製造業の設備老朽化による更新需要、電力システム改革に伴う需要の高まりが見込まれます。また、半導体分野におけるメモリや先端デバイスへの設備投資や、自動車分野における車両の電動化やモデルベース開発の拡大といった、各分野の動向を見極めて対応していく必要があります。

海外市場につきましては、不透明な状況が続くと想定されますが、アジアを中心とする新興国においては、中・長期的な成長が続くと予想され、電力会社・民間製造業・鉄道・上下水道などのインフラ需要も拡大基調にあります。

欧米をはじめとする先進国においては、環境技術やICT等の先端技術の発信地として、その動向を注視していく必要があります。

■基本方針

こうした状況に鑑み、当社グループは、中期経営計画「V120」を掲げ、重電コア製品の「製品競争力の強化」に注力することで、「国内事業の収益基盤強化」「海外事業の成長拡大」を実現し、更なる企業価値の拡大を目指すことを基本方針としております。

◎国内事業の収益基盤強化

水処理分野をはじめとする公共インフラ関連や電力関連につきましては、新規需要の減少が見込まれるため、官民連携事業（PPP）への参画などビジネスモデルの変革による収益基盤の強化に取り組んでおります。また、製造工程の合理化投資や特長製品の開発といった製品競争力の強化、ICT・IoTやワンストップサービスを活用したソリューション提案力の強化により、お客様への提供価値を高め、更新需要の獲得に努めてまいります。

民間分野につきましては、生産設備更新需要の高まりを受け、製造業向けの特長製品の投入、お客様工場のウォークスルー活動など、グループ一体での取組みを強化してまいります。PHEV・EV用モータ・インバータ事業では更なる小型化、高効率化を進め、事業の拡大を図るとともに、動力計測事業ではモデルベース開発に対応したパートナーシップ戦略の推進、特長製品の創出で、ソリューション提案力の強化による収益力の向上を図ってまいります。

◎海外事業の成長拡大

アジアを中心とする新興国の社会インフラに広く参入することで、「国の成長」の歩みに合わせて事業を展開してまいります。

新興国では、東南アジア地域で現地企業とのパートナーシップを推進し、現地の電力市場への参入に注力してまいります。電鉄分野では複数の大型プロジェクトに参画しており、今後も旺盛な需要に対応できるよう体制強化を図ってまいります。また、各地・各分野でリーダーとなる人財を戦略的に確保・育成する仕組みを構築してまいります。

更には、シンガポールと中国の地域統括会社の機能強化を図ることで、財務や品質などのリスク管理体制の充実と、技術員の増強を推進しております。中国においては現地拠点再編による変電事業体制の強化を進めております。

先進国に向けては、米国シリコンバレーに拠点を設け、真空コンデンサ等の半導体関連製品の拡販を図るとともに、最先端のＩＣＴや環境技術等の情報収集、及び当社特長製品と組み合わせたビジネスモデルの構築を行い、欧米事業の強化を図ってまいります。

◎製品競争力の強化

開発面につきましては、発電・変電・配電、モータ・インバータなど、当社グループのコア製品群である重電製品の価格・性能・品質、独自性などの製品競争力強化に注力し、4極突極タービン発電機や168kV／204kV V－G I S など新製品開発の成果も出ております。今後も、真空技術を応用した新たな製品など、更なる特長製品の創出に向けて、基盤技術強化に注力してまいります。

生産面につきましては、製品区分やものづくりの特性に即して、生産性向上に向けた設備投資を行ってまいります。特に、ＩＣＴ・ＩｏＴを活用した生産システムの構築や最適なサプライチェーンの構築を進めるとともに、開発段階、設計段階における品質を検証する仕組みを構築し、更なる品質の向上を図ってまいります。

体制面につきましては、製品とシステム、そして保守サービスの連繫強化による相乗効果を発揮することで、国内・海外における持続的な成長・発展を実現してまいります。更には、事業開発部を新設し、新製品の事業化、用途開発の促進や事業化是非の判断など、事業開発機能の強化を図ってまいります。

■重点施策

◎新たなパートナーシップの構築

国内外の民間企業、大学・研究機関などとの「パートナーシップ」を戦略的に構築し、当社グループの強みと社外のリソース・知見の双方を組み合わせることで、技術力、商流、生産機能等をより効率的に拡大・強化してまいります。

国内では、中小水力発電事業において、イームル工業株式会社との連繫強化の成果が出てきております。このように同業のみならず、異業種との幅広いパートナーシップを構築することで、新たなビジネス機会の創出を図ってまいります。

海外では、インドの変圧器製造・販売会社 Prime Meiden Ltd.の株式の追加取得により、子会社化し、インド貨物鉄道向け変圧器の受注や日系製造業向け特高変電設備の納入などの成果が出てきております。また、セラミック平膜については、SIEMENS & ENERGY社と基本購買契約を締結するなど、販路の拡大に努めております。

◎人材の育成と働き方改革への対応

「すべての事業戦略を支える基盤は人材にある」との認識に立ち、教育体系の整備、女性が活躍する場の拡大をはじめとするダイバーシティの推進など、適切な処遇・制度運用を図るとともに、モチベーションを最大限に発揮するための取り組みを継続してまいります。

人材育成につきましては、国内では、階層別研修のほか、選抜型研修、技術研修等を拡充し、人材の育成・増強に取り組んでおります。海外では、シンガポールとタイの研修センターで現地従業員の人材向上を推進しております。更には、海外現地従業員の積極的な役職登用や高度専門技術者の採用、日本へ招いての技術者交流など、グループ人材の育成・増強を進めてまいります。

働き方改革への対応につきましては、総労働時間削減計画「スマートワークV120」を策定し、定時一斉退社日の制定や計画的休暇取得の推進、生産性向上に向けた設備投資やOBの活用、技術員の多能工化といった施策を展開しております。また、育児・介護支援制度の拡充等の施策によりワークライフバランスの充実化やダイバーシティの推進を図っております。

◎CSRの取り組み

当社グループは、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントを経営の基盤として位置付けており、これらをCSR活動の土台としております。

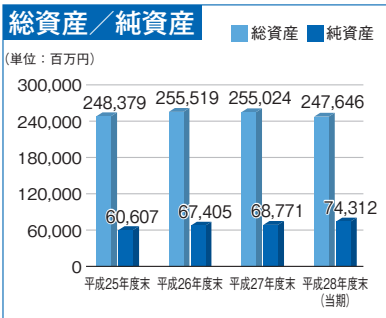
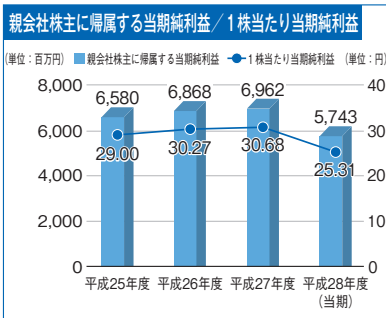
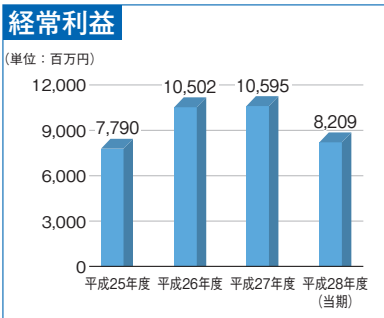
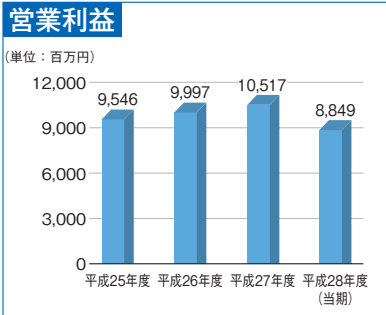
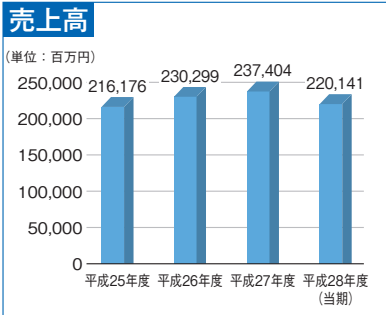
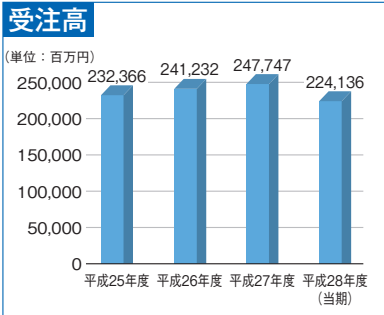
コーポレートガバナンスにつきましては、執行役員制に基づく業務執行機能と取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に資する取り組みや、IR活動等を通じた株主をはじめとするステークホルダーへの適切な情報開示を実行することにより、更なる経営の効率性や公正性の向上に努めてまいります。

また、コンプライアンスの徹底や、情報セキュリティ・BCPを含むリスクマネジメントの体制整備を行い、経営基盤の強化を図るとともに、環境経営、品質・安全の向上、地域社会への貢献といったCSRの取り組みを着実に展開してまいります。

◎強固な財務体質の構築

収益性改善による自己資本の充実、資産効率化によるキャッシュ創出力の向上、資金調達の多様化による財務安定性の確保に向けて、財務目標を設定し、グループを挙げて目標達成に向けた体質強化に取り組めます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



区 分	平成25年度 第150期	平成26年度 第151期	平成27年度 第152期	平成28年度 第153期 (当期)
受 注 高 (百万円)	232,366	241,232	247,747	224,136
売 上 高 (百万円)	216,176	230,299	237,404	220,141
営 業 利 益 (百万円)	9,546	9,997	10,517	8,849
経 常 利 益 (百万円)	7,790	10,502	10,595	8,209
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,580	6,868	6,962	5,743
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	29.00	30.27	30.68	25.31
総 資 産 (百万円)	248,379	255,519	255,024	247,646
純 資 産 (百万円)	60,607	67,405	68,771	74,312

※表示方法の変更に伴い平成26年度(第151期)の営業利益を遡及組替しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所 在 地
株 式 会 社 甲 府 明 電 舎	400百万円	100.00%	各 種 モ ー タ の 製 造、販 売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ株式会社	400	100.00	電気及び建設工事の設計・請負 電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株 式 会 社 エ ム ウ イ ン ズ	330	100.00	風力発電システムの開発、 設計、製作、試験、 コンサルティング	東京都品川区
明 電 商 事 株 式 会 社	300	100.00	電気機器、電子機器等の販売	東京都品川区
明 電 興 産 株 式 会 社	100	100.00	物品・物資の販売、保険代理業	東京都品川区
株 式 会 社 明 電 O & M	100	100.00	電気設備・機械器具・装置の製 造・販売、賃貸借、設置、電気 配線工事及び保守点検サービ ス、改造、修理に関するメンテ ナンス、事業活動の戦略立案、 統括管理及び教育	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400千シンガ ポールドル	100.00	変圧器・配電盤・遮断器の 製造・販売	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30百万タイ バーツ	63.50	電気工事、技術コンサルティング	タイ
MEIDEN AMERICA, INC.	21,500千米ドル	100.00	ダイナモ製品のシステムエンジニアリング	米国
明電舎（杭州）電気系統有限公司	19,000千米ドル	100.00	モ ー タ ・ イ ン バ ー タ の 製 造	中国

(注) 出資比率には、間接所有分を含めて記載しております。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、電気機械器具の製造及び販売、並びに電気設備の保全全般を主要な業務としておりますが、単に従来の製品・サービスを提供するだけでなく、お客様の視点に立ったエンジニ

アリング、運用、維持・管理といった最適なソリューションを提供しております。

事業分野別の主要なシステム、サービス及び製品は次のとおりであります。

	システム、サービス	製 品
社会インフラ事業分野	発電システム、変電システム、送・配電システム、電鉄システム、道路システム、水処理・水系運用システム、上下水道維持管理業務	発電機、縮小形変電設備、変圧器、遮断器・開閉装置(スイッチギヤ)、避雷器(アレスタ)、電力変換装置、継電装置、水質計測器
産業システム事業分野	産業用コンピュータ・ネットワークシステム、電動応用システム、動力計測システム、ロジスティクスシステム	産業用コントローラ、ネットワーク機器、真空コンデンサ、パルス電源、モータ、インバータ、自動車分野向け試験装置(ダイナモメータ)、無人搬送車
保守・サービス事業分野	重電技術サービス、半導体製造装置技術サービス	
不動産事業分野	ThinkPark Towerを中心とした保有不動産の賃貸事業	
その他の事業分野	事業分野を問わない販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品の製造・販売等	

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
営 業 拠 点	五反田事務所(東京都品川区) 中部支社(名古屋市) 北海道支店(札幌市) 北陸支店(石川県金沢市) 四国支店(香川県高松市)	関西支社(大阪市) 九州支店(福岡市) 東北支店(仙台市) 中国支店(広島市)
製 造 ・ 開 発 拠 点	太田事業所(群馬県太田市) 名古屋事業所(愛知県清須市)	沼津事業所(静岡県沼津市) 総合研究所(東京都品川区)
メンテナンスサービス拠点	東日本サービス部(東京都品川区) 中日本サービス部(愛知県清須市)	西日本サービス部(兵庫県尼崎市)

(注) 主要な当社の関係会社の所在地は、「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

事業分野	使用人数	前期末比増減
社会インフラ事業分野	4,067名	10名増
産業システム事業分野	949	4名減
保守・サービス事業分野	1,588	118名増
不動産事業分野	－	－
その他の事業分野	924	23名減
全社	946	35名減
合計	8,474	66名増

(注) 使用人数は就業人員数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,876百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,886
株式会社みずほ銀行	3,016
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,153
株式会社常陽銀行	1,093

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

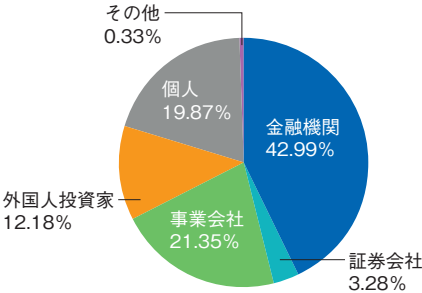
- (1) 発行可能株式総数 576,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 227,637,704株
(自己株式756,384株を含む。)
- (3) 株主数 14,483名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,027千株	9.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	14,392	6.34
住友電気工業株式会社	13,156	5.80
株式会社三井住友銀行	11,209	4.94
日本電気株式会社	8,730	3.85
三井住友信託銀行株式会社	7,500	3.31
住友生命保険相互会社	5,307	2.34
明電舎従業員持株会	4,923	2.17
三井住友海上火災保険株式会社	4,377	1.93
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	3,401	1.50

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況

区 分	持株比率
金 融 機 関	42.99%
証 券 会 社	3.28
事 業 会 社	21.35
外 国 人 投 資 家	12.18
個 人	19.87
そ の 他	0.33
合 計	100.00



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
稲村 純三	代表取締役 取締役会長	
浜崎 祐司	代表取締役 取締役社長	
正木 浩三	代表取締役 取締役副社長	財務、ＩＲ、海外事業、情報システム担当
三井田 健	代表取締役 取締役副社長	営業全般担当
杉井 守	取締役兼専務執行役員	コンプライアンス、海外事業、 変電事業担当
町村 忠芳	取締役兼専務執行役員	危機管理、発電事業、電鉄事業、 動計・搬送システム事業担当
倉元 政道	取締役兼専務執行役員	技術全般、新規事業、ＣＳＲ、研究開発、 モータドライブ事業担当
森川 哲也	取締役兼専務執行役員	海外事業、電力・社会システム事業担当
竹中 裕之	社外取締役	株式会社ジェイ・パワーシステムズ 取締役会長（社外取締役） 住電日立ケーブル株式会社 取締役会長（社外取締役）
安井 潤司	社外取締役	
田中 和之	常任監査役（常勤）	
田中 哲司	常任監査役（常勤）	
秦 喜秋	社外監査役	株式会社だいこう証券ビジネス 社外取締役
縄田 満児	社外監査役	三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 常任監査役

- (注) 1. 取締役山本功一及び高田和宏の両氏は、平成28年6月29日をもって辞任しております。
2. 監査役安藤敏彦及び井上政清の両氏は、平成28年6月29日をもって退任しております。
3. 取締役竹中裕之及び安井潤司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役秦喜秋及び縄田満児の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 社外監査役秦喜秋氏は、損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役縄田満児氏は、金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、竹中裕之、安井潤司、秦喜秋及び縄田満児の4氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (3名)	373,080千円 (12,480千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	52,560千円 (8,160千円)

(注) 1. 上記報酬等の額には、平成29年6月28日開催の第153期定時株主総会において決議予定の取締役賞与54,210千円を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

氏 名	兼職先及び兼職の内容
竹 中 裕 之	株式会社ジェイ・パワーシステムズの取締役会長（社外取締役）及び住電日立ケーブル株式会社の取締役会長（社外取締役）を兼任しております。
秦 喜 秋	株式会社だいこう証券ビジネスの社外取締役を兼任しております。
縄 田 満 児	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の常任監査役を兼任しております。

(注) 当社と株式会社ジェイ・パワーシステムズ、住電日立ケーブル株式会社、株式会社だいこう証券ビジネス及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社との間には、特別な関係はありません。

②主な活動状況

氏 名	主な活動状況
竹 中 裕 之	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
安 井 潤 司	取締役就任後の取締役会11回すべてに出席し、主に経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
秦 喜 秋	当期開催の取締役会14回のうち13回及び監査役会7回すべてに出席し、取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
縄 田 満 児	監査役就任後の取締役会11回のうち10回及び監査役会5回のすべてに出席し、取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が700万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役が500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか18社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当期の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、監査役会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1)業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成27年5月29日の定時取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、議論を尽くすに適切な人数とし、かつ社外取締役及び社外監査役が参加することにより、取締役及び執行役員による職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
 - ・取締役会は、取締役社長から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要な事項につき取締役及び執行役員に、必要に応じて取締役会において報告させる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録は取締役会規則に、常務会議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・日常業務遂行に際して生じうる損失の危険に対しては、ライン部門及びスタッフ部門が所管する危険を早期に発見し、必要な是正措置を講ずる。
 - ・全社危機管理委員会規程に基づき、大規模事故・災害等に備えた体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「執行機能」を分離し、代表取締役及び執行役員が効率的な職務執行を行う。
 - ・権限委譲された執行役員の業務が適切に執行されることを担保するために、各執行役員は、取締役社長及び常務会構成員に対して、月次報告書を提出する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・代表取締役又は役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンス事務局長が属する部門の統括役員が任命したコンプライアンス・マネージャを各職場に配置する。
 - ・取締役社長は、コンプライアンス・ホットライン及び社内外の公益通報窓口を活用することにより違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講ぜられるようにする。
- ⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員が、子会社の業務執行を監督する。
 - ・子会社各社においても、各社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を策定する。
- ⑦ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。
- ⑧ 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役室に所属する使用人は、執行側ではなく、監査役の指揮・監督の下で職務に従事するものとし、監査役は、この使用人の人事権を有する。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は取締役会に出席することにより、常任監査役は常務会にも出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から業務の状況につき報告を受ける。
 - ・監査役に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いが行わないこととし、そのための体制を整備する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査役の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・常任監査役は、社外監査役を含む監査役会における論議を踏まえて、定期的に取締役社長と打ち合わせて、意見・提言などを行うことができる。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組み

当社では、「コンプライアンス推進規程」に基づき、半期毎に「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンス推進のための方針の審議・立案に関する取組みを行っています。

平成28年度は、海外の関係部門及び現地法人におけるコンプライアンス強化を目的に、海外競争法を遵守した営業活動のための指針の策定や、中国・ASEANの現地法人向けコンプライアンス研修を複数回実施しました。

- ② リスクマネジメントに関する取組み

当社では、「全社危機管理委員会規程」に基づき、年3回、「全社危機管理委員会」を開催し、当社及び子会社に起こりうるリスクに対する体制やルールの整備に関する取組みを行っています。

平成28年度は、事業継続計画（BCP）の制定に向けて、基本方針の策定、モデル事業の選定、及び検討対象とする災害の特定と影響度の想定を実施しました。

また、昨年4月の熊本地震発生時の対応と、これによって明確になった課題と対策について、総合防災検討会を実施しました。

- ③ 子会社管理に関する取組み

当社では、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう子会社管理に関する責任と権限を定めるとともに、各子会社からの付議・報告体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

平成28年度は、中国及び東南アジアの子会社を対象として、昨年から運用を開始した突発事象発生時のグループ内情報伝達ルールに関する規程の周知・徹底を行い、実効性ある運用を行っています。

- ④ 取締役の職務執行に関する取組み

当社では、「取締役会規則」等に基づき開催している取締役会における意思決定機能や監督機能の向上を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

平成28年度は、昨年から引き続き、毎月取締役会終了後に、取締役会メンバーによる意見交換会を実施し、事業課題、経営課題及びコーポレートガバナンスに関する議題について議論しました。

また、新任社外取締役に対し、当社事業への理解を深めるための全5回の説明会や、工場見学会を実施しました。

- ⑤ 監査役監査の実効性向上に関する取組み

当社では、「監査役監査基準」に基づく監査役監査の実効性維持・向上に向けた規程及び体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

平成28年度は、環境・安全・労務に関する適法性監査や、昨年から開始した執行役員監査及び部門長監査など、引き続き幅広く監査役監査を実施しました。

また、取締役、子会社常任監査役、会計監査人及び内部監査部門との情報交換会を定期的に実施しました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①グループ全体で創業以来培ってきた豊富な技術蓄積と「ものづくり力」、特に、環境対応製品を生み出す技術開発力、②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の5点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繫させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループでは今後も着実に事業を展開していくため、中期経営計画「V120」を推進しております。「製品力で新しい「未来」を創造する」をスローガンに掲げ、①国内事業の収益基盤強化、②海外事業の成長拡大、③製品競争力の強化の3つの基本方針を基に展開しております。

また、当社では平成15年6月より執行役員制を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、業務執行の迅速化を図り、効率的な経営を進めるとともに、取締役会を重要な戦略的意思決定を行う場として活性化し、その機能強化を図っております。また、現時点における取締役10名のうち2名を社外取締役とすることで、経営の透明性を確保し、取締役会による業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会及び平成26年6月27日開催の第150期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に應じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買収者との協議・交渉等を行ったうえで、当該買付等が本プランに定められた手続に従わない場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとき等、本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（なお、独立委員会は、当該勧告に際して、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。）。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします（ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合に、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとし、かかる株主総会が開催された場合には、当社取締役会は、かかる株主総会の決議に従って決議を行うものとします。）。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等以外の株主のみなさまが、1個の新株予約権につき原則として1株の当社株式を取得することから、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成26年6月27日開催の第150期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。

（4）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画「V120」及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。また、本プランは、第150期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について株主のみなさまの意思の確認がなされることがあること、当社の株主総会又は取締役会により本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、当社経営陣から独立した弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正さ・客観性が担保されていること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、平成29年5月12日開催の取締役会で、第153期定時株主総会の承認を条件として、本プランを更新することを決議し、本総会の第6号議案として上程いたします。当社株式の大量取得行為に関する対応策の内容は、招集ご通知13頁以下をご参照ください。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	137,579
現金及び預金	10,105
受取手形及び売掛金	78,701
たな卸資産	40,105
繰延税金資産	3,515
その他	5,338
貸倒引当金	△187
固定資産	110,067
有形固定資産	64,026
建物及び構築物	38,192
機械装置及び運搬具	9,014
土地	12,607
建設仮勘定	1,882
その他	2,328
無形固定資産	7,654
ソフトウェア	5,227
のれん	1,055
その他	1,371
投資その他の資産	38,387
投資有価証券	26,886
長期貸付金	31
繰延税金資産	9,906
その他	1,612
貸倒引当金	△49
資産合計	247,646

科目	金額
負債の部	
流動負債	103,361
支払手形及び買掛金	32,815
短期借入金	7,938
コマーシャル・ペーパー	15,000
未払金	13,046
未払法人税等	1,126
前受金	11,755
賞与引当金	6,004
製品保証引当金	749
受注損失引当金	1,145
その他	13,779
固定負債	69,972
長期借入金	22,427
退職給付に係る負債	43,714
環境対策引当金	817
繰延税金負債	7
その他	3,005
負債合計	173,333
純資産の部	
株主資本	68,951
資本金	17,070
資本剰余金	13,197
利益剰余金	38,861
自己株式	△177
その他の包括利益累計額	4,285
その他有価証券評価差額金	7,431
繰延ヘッジ損益	△16
為替換算調整勘定	1,326
退職給付に係る調整累計額	△4,455
非支配株主持分	1,075
純資産合計	74,312
負債純資産合計	247,646

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		220,141
売上原価		164,685
売上総利益		55,456
販売費及び一般管理費		46,606
営業利益		8,849
営業外収益		
受取利息	108	
受取配当金	452	
その他	755	1,316
営業外費用		
支払利息	465	
その他	1,491	1,956
経常利益		8,209
特別利益		
投資有価証券売却益	359	
退職給付制度改定益	38	
その他	0	398
特別損失		
固定資産除却損	94	
減損損失	89	
関係会社株式評価損	45	
関係会社整理損	141	
その他	4	375
税金等調整前当期純利益		8,231
法人税、住民税及び事業税	2,293	
法人税等調整額	257	2,551
当期純利益		5,680
非支配株主に帰属する当期純利益		△62
親会社株主に帰属する当期純利益		5,743

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,840
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,031
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,767
現金及び現金同等物に係る換算差額	△471
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,429
現金及び現金同等物の期首残高	14,438
現金及び現金同等物の期末残高	10,008

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	94,086
現金及び預金	4,776
受取手形	3,807
売掛金	50,883
製品	1,452
仕掛品	24,112
原材料及び貯蔵品	330
繰延税金資産	2,362
その他	6,485
貸倒引当金	△123
固定資産	109,361
有形固定資産	52,424
建物	32,981
構築物	1,322
機械及び装置	3,161
車両運搬具	67
工具、器具及び備品	1,547
土地	11,523
建設仮勘定	1,821
無形固定資産	5,531
ソフトウェア	4,762
のれん	696
その他	73
投資その他の資産	51,405
投資有価証券	18,770
関係会社株式	22,744
長期貸付金	2,371
繰延税金資産	6,321
その他	1,237
貸倒引当金	△40
資産合計	203,447

科目	金額
負債の部	
流動負債	85,827
支払手形	2,919
買掛金	19,776
短期借入金	2,426
コマーシャル・ペーパー	15,000
未払金	11,048
未払法人税等	463
前受金	9,097
預り金	15,143
賞与引当金	3,525
製品保証引当金	596
受注損失引当金	375
その他	5,455
固定負債	54,291
長期借入金	21,514
退職給付引当金	28,569
環境対策引当金	816
その他	3,391
負債合計	140,119
純資産の部	
株主資本	56,010
資本金	17,070
資本剰余金	9,381
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	4,381
利益剰余金	29,794
利益準備金	3,296
その他利益剰余金	26,497
固定資産圧縮積立金	139
特別償却準備金	168
別途積立金	8,263
繰越利益剰余金	17,926
自己株式	△235
評価・換算差額等	7,317
その他有価証券評価差額金	7,323
繰延ヘッジ損益	△5
純資産合計	63,328
負債純資産合計	203,447

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		148,371
売上原価		114,567
売上総利益		33,804
販売費及び一般管理費		31,771
営業利益		2,032
営業外収益		
受取利息	121	
受取配当金	2,932	
その他	1,592	4,645
営業外費用		
支払利息	343	
その他	2,638	2,981
経常利益		3,696
特別利益		
投資有価証券売却益	359	
その他	35	395
特別損失		
固定資産除却損	94	
減損損失	89	
関係会社株式評価損	308	
債務保証損失引当金繰入額	143	
その他	30	665
税引前当期純利益		3,426
法人税、住民税及び事業税	△332	
法人税等調整額	334	1
当期純利益		3,425

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 明 電 舎
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
指定有限責任社員 公認会計士 山 田 章 雄 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 村 敦 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 明 電 舎
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
指定有限責任社員 公認会計士 山 田 章 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 村 敦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び執行役員等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画における監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針及び取組み」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社 明電舎 監査役会	
常任監査役（常勤）	田 中 和 之 ⑩
常任監査役（常勤）	田 中 哲 司 ⑩
社外監査役	秦 喜 秋 ⑩
社外監査役	縄 田 満 児 ⑩

以 上

株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
■ 定時株主総会	6月
■ 公告方法	電子公告 http://www.meidensha.co.jp/denshikoukoku
■ 上場証券取引所	東京・名古屋
■ 単元株式数	1,000株
■ 株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
■ 株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
■ 郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
■ 電話 照 会 先	☎0120-782-031（フリーダイヤル）

お知らせ

■ ホームページのご案内

当社ホームページでは、当社グループの事業概況や財務情報、CSR活動に関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しております。



<http://www.meidensha.co.jp>

明電舎

検索

▶ 株式に関するお届け先及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

▶ 特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設もご検討をお願いいたします。

（証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。）
特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

▶ 配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

（配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。）

〈メ モ 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場（明電舎大崎会館）のご案内図

東京都品川区大崎二丁目 5 番35号



■交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から約400mです。

または、南改札口を出て新西口から約500mです。

（ThinkPark Tower手前のデッキ右手にありますエスカレータ又はエレベータにて1階に下りていただき、ビルの敷地に沿って矢印の方向へお進みください。）

■受付開始時刻は午前9時となります。

